資料２－２

基本計画における施策の関連性について

第２次基本計画【現行】	第３次基本計画　【次期】
第４章　総合的、計画的に講ずべき施策の展開方向	**第４章　総合的、計画的に講ずべき施策の展開方向**
第２節　基本的な展開方向	
１　消費者の権利の尊重	
(1)　消費者苦情等の処理及び消費者被害の救済	**１　消費者被害の救済**
ア　道における苦情の処理体制の充実	(1)　道による消費者被害の救済 ・ 道における消費生活相談処理
イ　市町村への苦情相談処理への支援	・ 消費者苦情処理委員会による消費者被害の救済
ウ　相談等の処理に当たって取り組む事項	
エ　消費者被害の救済	・ 集団的消費者被害救済制度の周知 新規
オ　多重債務対策の推進	・ 多重債務対策の推進 (2)　市町村の消費生活相談処理に対する支援
(2)　公正な消費者取引の確保	**２　公正な消費者取引の確保**
ア　商品等の表示等の適正化	(1)　商品等の表示等の適正化
イ　不当な取引方法の禁止	(2)　消費者取引等の適正化
(3)　消費者の安全・安心の確保	**３　消費者の安全･安心の確保**
ア　消費者事故情報等の収集・提供・共有	(1)　消費者事故情報の収集・共有・周知
イ　危害の防止	
ウ　食の安全・安心の確保	(2)　食品の安全性の確保
エ　価格安定対策	(3)　価格安定対策
オ　緊急事態への対処等	
(4)　消費者意見の反映	
ア　消費生活モニターの配置	
イ　消費生活地域協議会の開催	
ウ　道センター利用者満足度調査の実施	
エ　消費者からの申出の受理、調査及び措置の実施	
２　消費者の自立の支援	**４　消費者教育の推進**
(1)　消費者教育の推進	(1)　消費者教育の推進
ア　学校における消費者教育	・ 学校における消費者教育
イ　地域における消費者教育	・ 地域における消費者教育
ウ　職域における消費者教育	・ 職域における消費者教育
エ　消費者教育の担い手の育成	・ 消費者教育の担い手の育成
(2)　消費者啓発・情報提供の推進	
ア　消費生活に関する啓発・情報提供	(2)　消費生活に関する啓発・情報提供 (3)　消費者市民社会の形成
地域消費者被害防止ネットワークの新規構築、活動の強化等について、単独の項目を立て、推進することを明確化した。	**５　見守りネットワークの推進と消費者団体との連携** (1)　地域における消費者被害防止に向けた連携体制の構築　新規
(3)　消費者団体との連携、活動の促進	
ア　消費者団体の活動の促進	(2)　消費者意見の反映及び消費者団体との連携・活動促進
イ　適格消費者団体との連携	
ウ　生活協同組合の活動の促進	